

# 5月診療分 診療報酬等の一部概算前払のご案内

新型コロナウイルス感染症により収入が減少し、  
**(独) 福祉医療機構等からの融資が必要となっている保険医療機関等については、  
 融資が実施されるまでの資金繰り対策として、6月下旬の支払時に、  
 「5月診療分 診療報酬等の概算前払」が利用できます！**

## 1. 制度概要

- 6月5日までに申請を行った保険医療機関等(※1)については、特例的に**6月下旬に、4月診療分診療報酬等(※2)の支払に加えて、5月診療分診療報酬等を概算前払**します。

(※1) 保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護ステーション (※2) 診療報酬・調剤報酬・訪問看護療養費

- 概算前払の額は**令和元年12月～令和2年2月診療分(※3)の平均診療報酬等支払額から4月診療分の診療報酬等支払額を減じた額に10/8を乗じた額**となります。(千円未満の端数は切り捨て。) (※3) 令和2年2月～令和2年4月支払分

- 概算前払された診療報酬等(※4)については、**7月下旬に支払われる5月診療分診療報酬等の支払時に減額調整(※5)**されます。なお、減額調整しきれない場合は不足分をお支払いただきます。

(例) 12月～2月診療分の平均診療報酬支払額が1,000万円、  
 4・5月診療分診療報酬支払額が800万円の場合

◆ 6月支払分 :  $800\text{万円} + (1,000\text{万円} - 800\text{万円}) \times 10/8 = \underline{1,050\text{万円}}$   
 ◆ 7月支払分 :  $800\text{万円} - 250\text{万円} = \underline{550\text{万円}}$

(※4) 前払分については債権債務関係が発生するため、会計処理上も通常の診療報酬等とは区別してください。  
 (※5) 融資決定が遅れた場合などについては、減額調整の猶予申請をしていただくことも可能です。前払を受けた支払基金・国保連にご相談ください。

## 2. 利用の流れ

- ① 所定の様式(※6)を用いて、**社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会にそれぞれ提出**。(社会保険診療報酬支払基金はオンライン申請も可。)

(※6) 社会保険診療報酬支払基金及び各都道府県国民健康保険団体連合会のHPを参照してください。

**(締切は6月5日(金)、郵送の場合は必着)**

- ② **6月中旬に、概算前払額決定通知書の送付。**

- ③ **6月22日までに、5月診療分診療報酬等の概算前払を実施。**

- ④ **7月下旬に、概算前払金額が減額調整された診療報酬等の支払。**

## 3. 問い合わせ先

※具体的な概算前払額については、裏面Q4をご参照ください。

社会保険診療報酬支払基金本部

概算前払事務局

電話 : 03-3593-8180

URL : <https://www.ssk.or.jp/oshirase/maebarai.html>



国民健康保険団体連合会

※各都道府県国民健康保険団体連合会の連絡先は国民健康保険中央会のHPに記載しています。

URL : <https://www.kokuho.or.jp/medical/gaisan.html>



## 4. Q&A

### ○ 概算前払の申請について

Q1 福祉医療機構に融資を申請しないと、診療報酬等の概算前払の申請は出来ませんか？

A1 福祉医療機構への融資の申請を概算前払の要件とはしていません。しかしながら、本概算前払の措置は、保険医療機関等が資金繰り対策として申請する融資の審査及び入金完了までの、短期的なつなぎとしての資金繰り対策という位置づけです。このため、原則として7月の診療報酬等の支払時に、一括して概算前払金額は減額調整されますので、融資等により中長期にわたる資金繰り対策を講じていただきますようお願いいたします。

Q2 支払基金と国保連のそれぞれに申請する必要がありますか？

A2 支払基金と国保連の両方から概算前払を希望する場合は、両方に申請が必要となります。通常の診療報酬等の請求と同様に、それぞれ別々に申請手続をお願いします。

Q3 最近開設され、令和元年12月から令和2年2月までの診療実績がない保険医療機関等も概算前払を利用することはできますか？

A3 ご指摘の保険医療機関等も概算前払を利用していただくことが可能です。令和元年12月診療分から令和2年2月診療分のうち、診療報酬等支払額がゼロ円の月が1月でもある保険医療機関等については、令和2年4月診療分の診療報酬等支払額の25%を概算前払額とします。

### ○ 概算前払の金額と時期について

Q4 資金繰りに万が一があっては困るため、確実を期すために、事前に概算前払額を確認することはできますか？

A4 概算前払額は、支払基金及び国保連で計算し、6月中旬に、支払基金及び国保連より郵送で概算前払額決定通知書を送付いたします。本リーフレットの表面の計算方式に基づいて、金額を確定いたしますが、通知書到着前の確認が必要な場合には、保険医療機関等で前払額の計算をお願いします。

Q5 概算前払額は、具体的にはいつ支払われますか？

A5 遅くとも6月22日までには、5月診療分診療報酬等の概算前払が行われます。支払基金については、通常の6月支払分と併せて一括で支払が行われます（6月22日を予定）。国保連については、通常の6月支払分と分けて行われる可能性があります。

### ○ 概算前払された診療報酬等分の減額調整について

Q6 減算調整は、必ず、7月の診療報酬等支払時に行われるのでしょうか？また、7月の診療報酬等で減額調整しきれない場合、不足分についても、必ず、7月中に支払わなければなりませんか？

A6 7月の診療報酬等支払時までには融資が実行されず、7月中に全額の減額調整又は不足分の支払が難しい場合は、6月12日から7月1日まで（郵送は必着）の間に、支払基金及び国保連に減額調整の猶予申請を行ってください。猶予申請のあった医療機関等については、7月支払時には減額調整は行わず、8月支払時から減額調整を開始します。

Q7 猶予申請を行った場合、減額調整はどのように行われますか？

A7 猶予申請のあった保険医療機関等については、8月の診療報酬等支払時から減額調整を行います。12月支払時までの最大5か月にわたって、分割して減額調整をすることも可能です。この場合には、支払基金及び国保連において、調整計画を作成します。なお、本概算前払の性質に鑑み、融資等の資金繰り対策状況をお知らせいただくとともに、所要額の融資が実行された際には、調整計画にかかわらず、一括で減額調整を行う又は一括でお支払いいただくこととなります。